

## 岩出市立岩出図書館雑誌オーナー募集要項

### 1. 雑誌オーナー募集の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、岩出市立岩出図書館（以下「図書館」という。）の収集保存する雑誌の充実・確保による市民サービスの向上を図ることを目的とします。

### 2. オーナー制度の内容

雑誌オーナーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館内の雑誌コーナーに設置します。提供雑誌の最新号のカバー表面に雑誌オーナー名を表示し、裏面には広告を掲載することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

また、提供雑誌は、通常の図書館の蔵書として取り扱い、雑誌オーナーへ返納されることはありません。

### 3. オーナーの対象

「岩出市立岩出図書館雑誌オーナー制度実施要綱」（以下「要綱」という。）第5条第2項各号に該当する業種又は事業者に係る方は対象としません。なお、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

### 4. 雑誌の選定

図書館が提供する雑誌タイトルの中から、ご提供いただく雑誌タイトルをご選定いただくものとします。

### 5. 広告規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、オーナー名等を表示します。

表示シールの大きさ 縦4cm、横13cm程度

貼付位置 最新号のカバー底辺より4cm以上上部の中央

ただし、個人のオーナーについては、オーナー名の掲載はいたしません。

個人のオーナーの広告に関しては、市及び市立図書館のPRのみを了解のもと入れさせていただくことがあります。また、広告掲載をご希望の場合、企業等のオーナーと同様の審査があります。

- (2) 最新号カバーの裏面に広告を1枚挿入できます。広告は、片面印刷のものとし、当該雑誌の最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌オーナー申込者が作成してください。

- (3) 広告の掲載は、原則として契約期間内に納入されたもので、次号が出版されるまでの間とします。ただし、掲載の開始は、支払い確認後とします。

支払い確認は、金融機関の口座振込票等（写し可）で確認させていただきます。

(4) 2か月に一度、裏面広告の内容を変更することができます。

(5) 雑誌の設置場所は図書館で決定します。

## 6. 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがないものとし、掲載する場合には、雑誌オーナーと図書館が協議するものとします。次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しません。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に該当するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 広告掲載の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種及び事業主を広告するもの
- (11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) その他図書館を活用した広告として不適當であると館長が認めるもの

## 7. 広告掲載の契約期間

広告掲載の契約期間は、図書館が掲出を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌オーナーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

また、原則、契約期間途中における解約はできないものとします。

## 8. 広告料の額

雑誌購入代金をもって広告料とします。

## 9. 申込の受付

申込は、随時を受付します。

## 10. 申込方法

雑誌オーナー申込書(様式1)に必要事項を記入し、図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により申込んでください。同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、原則先着順

とします。

○申込書に添付する書類

- (1) 広告原本
- (2) 法人・団体の場合は、会社概要等、業種等が判別できる資料  
又、個人で広告掲載を希望の場合、広告内容の確認ができる資料

#### 9. オーナー及び広告内容の審査

雑誌オーナー制度の申込があった場合は、広告の内容を含め、別に定める要綱に照らし、審査を行います。

#### 10. 契約

雑誌オーナーを決定した際は、決定通知書（様式2）をお送りした後、速やかに覚書（様式3）を締結します。また、落選の際も文書にてご通知させていただきます。

\*同じタイトルの雑誌を次年度も継続された場合は、決定通知書は送付いたしません。  
覚書の締結のみとなります。

#### 11. 提供雑誌購入代金のお支払い方法等

雑誌オーナーに提供していただく雑誌代金の支払は、金融機関から口座振込票等により岩出市にお支払いください。

- (1) 支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は追加徴収や返金を行いません。また、契約期間中にオーナーの対象となくなった場合も返金を行いません。
- (2) 振込手数料は、雑誌オーナーの負担とします。
- (3) 雑誌オーナーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとします。

#### 【お申込み／お問い合わせ先】

岩出市立岩出図書館

〒649-6202 和歌山県岩出市根来1472-1

電話 0736-62-7222      ファックス 0736-62-7150